

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 7 日

公益財団法人鳥取県育英会 理事長 長谷川 隆

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度鳥取県学生寮「明倫館」空調機整備業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 7 年 6 月 13 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札書に記載する金額は、本業務の履行に係る費用の総額とすること。

なお、契約にあたっては入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。また、入札書には入札金額の積算がわかる内訳書（任意様式）を添付すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 東京都の物品等の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、営業種目が家電・カメラ・厨房機器等に登録されている者のうち、等級 B を有すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定による指名停止措置及び競争入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。

(4) 東京都内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「都内事業所」という。）を有していること。ただし、都内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 空調設備に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者を業務従事者として確保できる者であること。

(7) 本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

公益財団法人鳥取県育英会（鳥取県教育委員会事務局人権教育課内）

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

公益財団法人鳥取県育英会（鳥取県教育委員会事務局人権教育課内）

電話 0857-26-8375 ファクシミリ 0857-26-8176

電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年3月7日（金）から同月24日（月）までの間にインターネットの鳥取県教育委員会事務局人権教育課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1367128.htm#itemid1367128>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年3月7日（金）から同月24日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月10日（木）午前10時、即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年同月9日（水）午後5時までとする。

イ 場所

（1）に同じ

ただし、立会は不要とする。

(5) 入札結果の通知

入札結果については、令和7年4月10日（木）に入札参加者に通知する。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に件名、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目又は第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年3月24日（月）正午までに4の（1）の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

ただし、会計規則第 111 条に該当する場合は、契約書の作成に代えて請書を徴することがある。

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。なお、2 者以上が同額で応札した場合は、入札説明書のとおりにくじ引きを行い、落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。